

## 令和8年度企業誘致戦略推進事業委託業務の公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領

### 1 提出書類

提出書類、提出部数等を次表に示します。

番号	提出書類の名称	規格及び制限面数	提出部数
1	別記様式第1号	【様式】	正本1部 副本7部 ※1～8を綴じたものを1部とすること
2	表紙	A4-1面まで	
3	業務に対する考え方	A4-1面まで	
4	業務の内容	A4-25面まで	
5	スケジュール	A4-2面まで	
6	実施体制図	A4-1面まで	
7	経費見積書	A4-1面まで	
8	県が推進する施策への取組に関する資料	A4-6面まで	

### 2 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

### 3 提出期限

令和8年3月26日（木）正午（必着）

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することが出来ませんのでご注意ください。

### 4 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 高知県庁5階

高知県商工労働部企業誘致課 担当者：大森、兼松

E-mail：150201@ken.pref.kochi.lg.jp

TEL：088-823-9881

### 5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

### 6 事業の目的

- ・分散していた企業誘致関連の情報発信を一元化し、県全体の誘致戦略を分かりやすく示すことで、企業にとって魅力的かつ利用しやすいポータルサイトを構築することを目的とする。

- ・従来の一方的な広報・営業活動に加え、AI 技術やインテントセール等の新たな手法を活用し、企業の関心や検討段階に応じた効率的・効果的な企業誘致活動を推進することで、確度の高い誘致を実現し、県全体として持続可能な産業基盤の強化と地域経済の活性化を図る。

## 7 企画提案のポイント等

### (1) 提出書類番号3：業務に対する考え方

- ・本事業の目的を達成するために、企業の地方進出に係るニーズや動向を踏まえ、こういったサイトの構築・企業誘致活動が有効と考えるのか、重要となるポイントを明らかにして、提案すること。

### (2) 提出書類番号4：業務の内容

#### ①企業誘致ポータルサイト構築・運用業務、掲載情報のデータ移行

- ・デザイン、コンテンツ、記事等が魅力的なものかつ、企業誘致を促進する内容となっているか
- ・誘致を検討する企業が必要とする情報が網羅的に提供される仕組みとなっているか

#### ②デジタルマーケティングを活用した企業誘致活動

- ・高知県への企業誘致を促進するためのデジタルマーケティングの手法が、具体的かつ効果的な手法となっているか
- ・誘致対象企業の抽出手法について、本県のターゲット等を踏まえた具体的かつ効果的な手法となっているか
- ・抽出した企業への初期営業の手法が、企業誘致を図るために具体的かつ効果的な手法となっているか

### (3) 提出書類番号5：スケジュール

- ・委託期間全体におけるスケジュールが把握できるように、各項目の工程表を提示すること。

### (4) 提出書類番号6：実施体制

- ・提案する業務の運営実施体制を提示すること。

### (5) 提出書類番号7：経費見積書

- ・提案内容に基づき、事業に必要な経費について記載すること。
- ・見積額は、合計で14,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）までとすること。

### (6) 提出書類番号8：県が推進する施策への取組に関する資料

- ・本社所在地を証明する資料として「競争入札参加資格者名簿」の写しを提出すること。
- ・こうち男性育休推進企業に登録していることを証明する資料として、特設サイト

「高知のイマドキ夫婦はブタン夫婦」の「こうち男性育休推進企業」紹介ページに掲載されている自社の情報の写しを提出すること。

- ・再委託先が高知県内に本店を有する者である場合、このことを証明する資料として、「参加者と再委託先の協定等」（様式自由）を提出すること、なお、協定等については以下の項目を満たすこと。
  - ア 参加者と再委託先の住所、事業者名、代表者役職及び氏名が記載され、両者の署名等がされていること
  - イ 再委託の業務内容、期間及び契約金額（予定）が記載されていること
  - ウ 参加者と県が契約を締結後、再委託を確実に実施する旨が記載されていること
- ・全ての業務を参加者が実施し再委託をしない場合、このことを証明する資料として、「再委託をしない旨の誓約書」（様式自由）を提出すること、なお、誓約書については以下の項目を満たすこと。
  - ア 参加者と再委託先の住所、事業者名、代表者役職及び氏名が記載され、両者の署名等がされていること
  - イ 再委託を実施しないことを誓約する旨が記載されていること
- ・高知県ワークライフバランス推進企業の認証を受けていることを証明する資料として、「高知県ワークライフバランス推進企業認証書」の写しを提出すること。
- ・パートナーシップ構築宣言に登録していることを証明する資料として、「パートナーシップ構築宣言」（国の「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」に掲載したもの）の写しを提出すること。

## 8 企画提案書についての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案までとします。
- (2) 提出書類の番号2から8については、該当書類の右上に、例えば「番号2」等を必ず記載してください。

## 9 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (2) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
  - ①虚偽の内容が記載されているもの
  - ②企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
- (3) 再委託先が高知県内に本店を有する者として提案があった場合、原則、県外事業者への再委託は認めません。